

令和 4 年 12 月 26 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 6 版）」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 5.1 版）」については、[令和 4 年 3 月 22 日付（健Ⅱ 623F）](#)をもってご連絡いたしました。

今般、第 6 版が作成され、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので改めてご連絡いたします。

第 6 版での主な改定内容は、下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

- ・抗原定性検査が無症状病原体保有者の療養期間や濃厚接触者の待機期間の短縮等に用いられていることを追記
- ・新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）とインフルエンザ同時検査キットの使用に際しての留意点を追記
- ・家庭等で使用者が自ら実施する検査について追記

事務連絡

令和4年12月22日

各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第6版）」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」については、本日別添のとおり第6版に改定されました。主な改定内容としては以下のとおりです。

- ・ 抗原定性検査が無症状病原体保有者の療養期間や濃厚接触者の待機期間の短縮等に用いられていることを追記
- ・ 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）とインフルエンザ同時検査キットの使用に際しての留意点を追記。
- ・ 家庭等で使用者が自ら実施する検査について追記

貴職におかれては、内容について御了知の上、関係各所への周知をお願いいたします。